

定額減税に伴う調整給付額に不足があった方へ不足額を支給します

概要

令和6年度に、定額減税しきれないと見込まれる方に調整給付金(当初調整給付金)を支給しました。その後、令和6年分所得税額等が確定したことで、当初調整給付額に不足があること等が判明した方に、不足額を追加で支給します。
※令和7年度個人住民税が課税されている市町村(原則、本年1月1日の住民票上の市町村)から支給されます。



市ホームページ

申請方法等(予定)

本市で令和6・7年度の個人住民税および口座情報が確認できる方は、支給案内通知書を8月上旬に発送し、8月下旬に振り込みを行う予定です。その他の対象者の方についても、別途、支給要件確認書を8月上旬に発送し、申請受け付け後、8月下旬から順次振り込みを行う予定です。また、令和6年1月1日時点で本市に住民票がなく、令和7年度個人住民税が本市から課税されている方等で、下記①②に該当する場合はコールセンターへ申し出てください。

熊本市価格高騰重点支援給付金コールセンター
☎096-355-8866 午前9時～午後5時(土日祝除く)

※個人住民税の課税内容に関しては市民税課(☎096-328-2183)へ。

支給対象者および支給額

次の①または②に該当する方が対象です。

①不足額給付Ⅰ

令和6年度に実施した当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした令和6年分推計所得税額を用いて支給しており、令和6年分所得税および定額減税の実績額等を基に、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間で差額が生じた方に、不足分を支給します。

(1)「所得税分控除不足額」の算出方法

$$\text{減税額(定額減税可能額)} - \text{定額減税を行う前の令和6年分所得税額} = \text{(1)所得税分控除不足額}$$

(1) < 0の場合は0

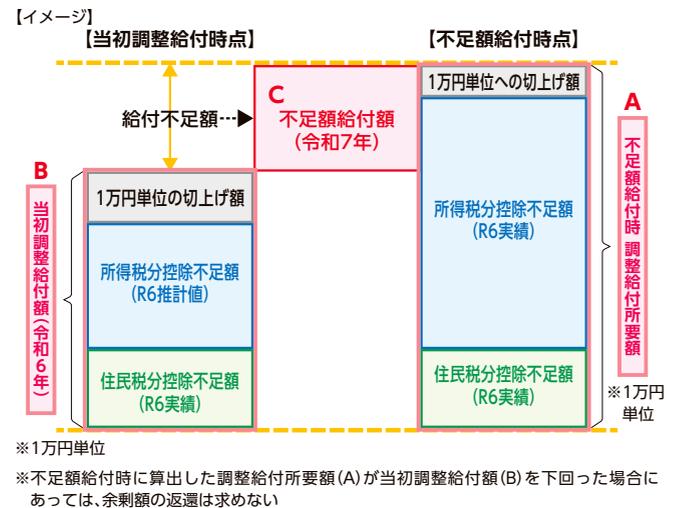
(2)「個人住民税分控除不足額」の算出方法

$$\text{減税額(定額減税可能額)} - \text{定額減税を行う前の令和6年度個人住民税額} = \text{(2)個人住民税分控除不足額}$$

(2) < 0の場合は0

$$\text{(1)所得税分控除不足額} + \text{(2)個人住民税分控除不足額} - \text{令和6年に給付した当初調整給付額} = \text{不足額給付額}$$

A ※一万円単位で切り上げて算出



②不足額給付Ⅱ

次のア～ウの全ての支給要件を満たす方に、1人当たり原則4万円を支給します。(令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円を支給します。)

- ア 所得税および個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ(定額減税の対象外)である方
- イ 税制度上、「扶養親族」対象外である方
例) 青色事業専従者、事業専従者(白色)、合計所得金額48万円超の方
- ウ 低所得世帯向け給付金^(※)の対象世帯の世帯主・世帯員に該当しなかった方
(①②の対象者は、合計所得金額が1,805万円以下の方に限ります。)

(※)ここでの低所得世帯向け給付金とは以下の給付金を指します。
・令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(7万円、10万円、こども加算)
・令和6年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(10万円、こども加算)

(健康福祉政策課 ☎096-328-2340)

熊本市オンブズマン制度運営状況の報告

【令和6年度運営状況の報告】

苦情申立て受け付け件数は39件、苦情処理をした件数は、前年度からの継続分8件と合わせて47件でした。また、オンブズマン条例第7条第2項に基づく発意調査は2件を行い、第7条第1項第2号に基づく勧告・意見表明は行いませんでした。

オンブズマン制度とは？

オンブズマンが市政に関する苦情を簡易迅速に調査するとともに市政を監視することで、市民の皆さんの権利と利益の保護を図り、市政に対する理解と信頼を高めることを目的とした制度です。

○どんな苦情が対象となりますか？

本市の仕事とその仕事に関わる職員の行為で、自らの利害に関わり、その事実のあった日または終わった日から原則として1年以内の苦情です。ただし、行政不服申立てなどほかの制度を利用した場合などは取り扱わないこともあります。

○苦情申立ての方法は？

書面(苦情申立書)を事務局へ提出してください(持参、郵送、Eメール、ホームページのフォームメール、またはファクスにて受け付け)。申立て後、希望があれば、オンブズマンと直接面談ができます。

苦情申立書は、事務局や、各区役所、まちづくりセンターに設置しています。

○申し立てた後は？

オンブズマンが苦情の内容や担当部署の調査を行います。その後、調査の結果に基づき、オンブズマンが見解(判断)を示し、その内容を申立人、市の双方に文書で通知します。

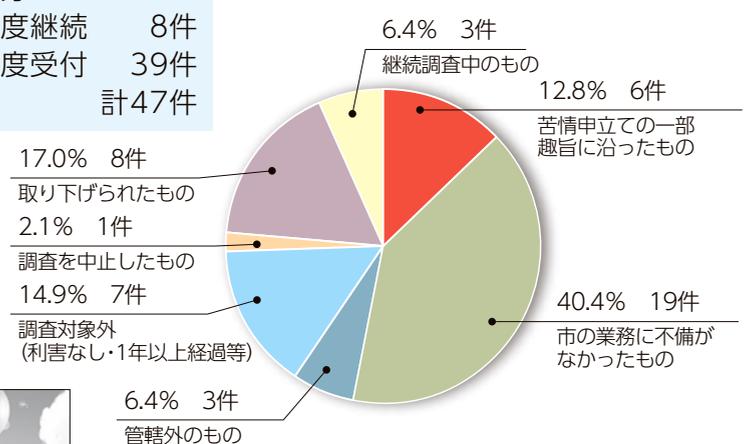
令和6年度の行政組織別受け付け状況

組織名	件数	組織名	件数	組織名	件数
区役所	12	環境局	2	教育委員会	1
財政局	6	上下水道局	2	交通局	1
都市建設局	5	政策局	1	その他の機関	2
健康福祉局	3	文化市民局	1		
総務局	2	こども局	1	合計	39

苦情対応結果(令和5年度継続分を含めた47件)

令和6年度分

令和5年度継続 8件
令和6年度受付 39件
計47件



年次報告書が完成！

オンブズマン事務局、区役所、まちづくりセンターに置いているほか、6月23日(月)以降は市ホームページからもダウンロードができます。



ホームページからの申立てもできます。

(オンブズマン事務局 ☎096-328-2916)